

スコート・フットサル場)・一町多目的運動広場  
NPO法人京田辺市社会体育協会  
▼社会福祉センターII社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会  
【問合せ先】  
▼社会福祉センターIに関することII社会福祉課(☎64・1337)▼その他II社会体育課(☎64・1394)

## 田辺中央体育館・有料公園施設 管理を体協に委託

市は、4月1日(平成28年3月31日)の指定管理者を次のとおり指定しました。  
各施設の利用については、広報京たなべ4月1日号でお知らせします。  
▼田辺公園プールII(柳ヶー・エス・シー)  
▼田辺中央体育館・田辺公園(野球場・テニスコート・多目的運動広場)・田辺木津川運動公園(野球場・ソフトボール場・陸上競技場・サッカー場・テニスコート・草内木津川運動公園野球場・防賀川公園(テニ

## 写真付き 住民基本台帳カードを持つ 本人確認に利用可能

写真付き住民基本台帳カード(500円。10年有効)は、公的な身分証明書としての日常生活での本人確認や年齢確認に利用できる便利なカードです。住民基本台帳ネットワークシステムでの本人確認に参入して、同システムに加入している市区町村であれば、全国どこでも本人や世帯の住民票の写しの交付を受けることができます(本籍・筆頭者は省略されます)。また、電子証明書(500円。3年有効)を付加すると、

インターネットを使った電子申請(e-Tax)での確定申告などが利用できます。

【申請方法】  
申請前6カ月以内撮影の写真(正面・脱帽・無背景、縦4.5cm×横3.5cm)・本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)・認め印を持参してください。本人確認書類がない場合は、照会文書を郵送するため、その場で交付できません。他市区町村へ転出した場合は、本市が

交付した住民基本台帳カードは無効になります。転出先で再度、交付申請を行います。【申請・問合せ先】市民年金課(☎64・1330)



## 年金

**特別給付金を支給 在日外国人無年金者が対象**  
市は、国民年金制度の改正時、制度の対象とならなかった在日外国人無年金者に、国が救済措置を取るまでの間、特別給付金を支給します。  
【対象者】本市に外国人登録・住民登録をしている外国人で、次の要件に該当する人  
▼大正15年4月1日以前生まれで、昭和57年1月1日に日本国内に外国人登録をしていない人  
▼昭和57年1月1日以前に20歳に達し、同日以前に初診日のある重度障害者で、同日に日本国内に外国人登録をしていない人  
所得制限などがありますので、くわしくは、お問い合わせください。  
【問合せ先】市民年金課(☎64・1333)

**ねんきん定期便の年金記録相談会**  
ねんきん定期便の内容で不明な点をご相談ください。  
日時=2月9日(水)・16日(水)・23日(水)午前9時30分~午後5時(正午~午後1時を除く)  
場所=社会福祉センター  
必要なもの=▼ねんきん定期便▼転職・転居した人は、勤務先名・所在地・勤務期間・転居前住所などを歴順に整理したメモなど▼代理人が相談する場合は、本人の年金手帳・委任状・代理人の本人確認ができるもの(運転免許証など)  
問合せ先=京都市南年金事務所(☎075-644-1165)

## 市内のバス交通

①地域・高齢者の移動手段を確保  
市は、昨年4月にバス事業者と共同してバスルートの再編を行うなど、バスがより身近で便利な乗り物となるような施策を行っています。さらに多くの人にバスをご利用いただくため、3回にわたり市内のバスについてご案内します。

市内では、国道307号線より北部で京阪バスが、南部で奈良交通が運行しています。また、市を縦断するJRと近鉄のターミナル駅である松井山手駅・新田辺駅・三山木駅を起点に、住宅地との間でバス網が整備されています。しかし、近年、マイカー利用の増加などにより、バスの利用が減少しています。このため、本市内で運行しているバスは採算が合わず、このままでは廃止される動きがあります。

市は、採算路線に入らない地域や高齢者・移動手段を持たない人の足を確保し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、新バスルートについてバス事業者と話し合いました。特に、みなさんから必要との声が多かった市役所を経由するルートや、宝生苑・常磐苑を循環するルートを作ることを要望し、ルート再編が実現しました。

再編後は、一定時間間隔で同じ形態のダイヤを繰り返す「パターンダイヤ」で運行するなど工夫していますので、お出掛けの際にはぜひご利用ください。

【問合せ先】安心まちづくり室(☎64-1307)

補助例(大人の場合)		
火葬場	負担した火葬料	補助金額
宇治市斎場	(70,000円-10,000円) × 1/2 = 30,000円	
京都市中央斎場	(75,000円-15,000円) × 1/2 = 30,000円	
飯盛斎場	(70,000円-20,000円) × 1/2 = 25,000円	
枚方市立火葬場(やすらぎの杜)	(60,000円-20,000円) × 1/2 = 20,000円	

**火葬料を補助**  
許可日から6カ月以内に申請  
市は、市民が死亡・死産し、火葬許可を受けて火葬した場合に、火葬料の一部を補助します。  
【補助金額】申請者が負担した火葬料から、火葬した火葬場のある市町村の住民の火葬料を差し引いた額の2分の1。上限額3万円  
1.申請方法  
火葬料補助金交付申請書に、火葬許可証(写し)と火葬料の領収書(写し)を添え、火葬が許可された日から6カ月以内に申請してください。補助金は振り込みます。なお、口座を開設していない人には、後日現金で支給します。  
【申請・問合せ先】環境課(☎64・1366)

## 都市計画マスタープラン みなさんの意見を募集

応募しめきりは2月28日



平成14年度に策定した京田辺市都市計画マスタープランが目標年次の同22年度を迎えたことから、市は、改訂版の策定に向けて作業を進めています。  
この素案がまとまりましたので、素案に対するみなさんからの意見を募集(パブリックコメント)します。  
対象=▼市内に在住・通勤・通学する人▼市内に事務所・事業所を有する人や法人その他の団体  
資料閲覧方法=市ホームページ、都市計画課、中央図書館・同館北部分室(北部住民センター内)・同館中部分室(中部住民センター内)、三山木福祉会館  
応募方法=▼2月1日(火)配布のリーフレットにあるハガキか、資料閲覧場所にある募集用紙を郵送・持参してください▼市ホームページから電子メールで送信してください  
しめきり=2月28日(月)  
応募・問合せ先=都市計画課(☎63-1219)

## 木造住宅 耐震改修費用を補助

6戸のみ上限額に上乗せ

市は、木造住宅の耐震改修工事費用の2分の1(上限60万円)を補助します。今回のみ、国の上乗せ補助(上限30万円)があります。国の上乗せ補助は、今回限りの制度です。耐震改修を考えている人は、早めに申し込んでください。すでに耐震改修工事に着手または契約締結しているものは受け付けできません。  
対象者II住宅の所有者または居住者で、市税などを滞納していない人  
対象の住宅II市内の木造住宅で、次の要件すべてに該当するもの  
▼昭和56年5月31日以前に着工し、完成している▼延べ面積の2分の1以上を住宅に使用している▼建築士による耐震診断の結果が、評点1.0未満である▼耐震

改修により評点が0.7以上にすること▼改修工事が平成24年3月までに完了するもの  
必要書類II①木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書②耐震改修工事見積書③耐震診断結果報告書の写し④耐震補強計画書⑤市税などの納税証明書⑥その他市長が必要と認める書類  
募集戸数II先着6戸  
しめきりII3月31日(水)  
申込・問合せ先II開発指導課(☎64・1341)

評点II耐震診断内容を数値化し総合評価したものを

市長・市議選挙  
3月5日に説明会  
立候補予定者が対象  
選挙管理委員会は、4月24日(日)に予定している市長選挙と市議会議員一般選挙の立候補予定者を対象に、それぞれの選挙に関する手続きや選挙運動の概要などについての説明会を開きます。  
なお、同説明会で、立候補に必要な届出用紙などをお渡しします。  
【日時】3月5日(土)午後1時30分から(受け付けは午後1時から)  
【場所】中央公民館 会場に入場できる人は、1立候補予定者につき3人までです。  
【問合せ先】選挙管理委員会事務局(総務室内、☎64-1337)

入園資格・料金など

農園名	宮ノロ市民農園	飯岡ふれあい農園	岡村いきいき農園
入園資格	市内外を問わず耕作できる人	市内に在住し耕作できる人	
利用期間	2年間		
利用料金(年間)	市内 6,000円 市外 7,000円	市内 7,500円 市外 8,500円	6,000円
区画面積	25㎡	30㎡	20㎡
貸農機具	あり	なし	あり

市民農園  
地域との交流を深めましょう  
利用登録を受け付け  
市は、各地域の農家組合が管理・運営する市民農園の利用登録を受け付けます。市民農園で、地域との交流を深めながら生産の喜びを味わってみませんか。  
利用開始日II4月1日(金)  
入園資格・料金などII上表のとおり  
1家族につき1区画  
登録方法II往復ハガキに希望する農園名(複数可)・住所・氏名・年齢・☎を書いて、郵送してください  
しめきりII2月15日(火)(必着)  
なお、募集区画数は未定です。抽選で登録順を決定し、空き数に応じた順位上位の人から利用していただきます。  
申込・問合せ先II農政課(☎64・1362)

## ようこそ、女性の相談室へ

①配偶者間の暴力って?  
女性の相談現状などを3回シリーズで、お知らせします。  
第2回=女性の相談室の詳細(相談メニューと寄せられる相談の概要)。第3回=緊急事態(府家庭総合支援センターなどの紹介)。  
みなさんは夫婦げんかをしたことがありますか。家庭生活を営む上では、避けられないものかもしれません。でも、それが度を超すと「暴力」につながります。配偶者間の暴力は、周囲からは夫婦げんかの延長と思われる傾向にあります。そのため、表面化せずに激化し、被害が深刻になりやすいのです。ここでの暴力とは、殴るける・性的な行為を強要するといった身体的暴力、脅す・ののしる・無視

といった精神的暴力、生活費を渡さねるといった経済的暴力などを言います。  
昨年、市が行った市民意識調査では、女性の13.8%、男性の2.0%が配偶者から暴力を受けた経験があり、全国的な傾向と同様、被害を受けるのは女性が多いということが明らかになりました。また、配偶者からの暴力を受けたときに相談した人の割合は37.2%にとどまり、一人で抱え込むケースが多いようです。  
「この程度のことです」と抱え込んで、一人で解決しようとせず、気軽に相談してください。  
【相談電話】女性の相談室(☎65-3727)  
【問合せ先】女性交流支援ルーム(☎65-3709)

